

令和8年度特殊詐欺被害防止啓発放送等業務 委託候補者審査要領

1 趣旨

この要領は、「令和8年度特殊詐欺被害防止啓発放送等業務」に係る公募型プロポーザル実施公告に基づいて応募があった企画提案を審査し、同業務を委託する候補者（以下「委託候補者」という。）を選定するために必要な事項について定める。

2 審査委員会の設置

上記1の委託候補者を選定するために「令和8年度特殊詐欺被害防止啓発放送等業務企画提案審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

3 審査委員会の構成

- (1) 審査委員会は別添の委員をもって構成する。
- (2) 審査委員会の委員長は、生活安全企画課長とする。また、副委員長は、生活安全企画課長が別に指名する者をもって充てる。
- (3) 副委員長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときに、その職務を代理する。
- (4) 審査委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (5) 審査委員会において、委員長が必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (6) この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

4 選定基準

選定基準は別に定める。

5 選定の方法

実施期間を別に定める2期に分け、全期間についてプレゼンテーション審査を行い、各審査委員の採点点数を合計し、上位2者を委託候補者とし、委託する期は協議の上、委員長が決定する。

上記によっても委託候補者が決しない場合は、協議の上、委員長が指名する者をもって委託候補者とする。

なお、全審査委員の採点結果において「不可」の採点があった場合は、原則として選定しない。

6 審査日程

別紙のとおり

別添

令和8年度特殊詐欺被害防止啓発放送等業務
企画提案審査委員会 委員名簿

| 所属・職名等 | 氏名 | 備考 |
|---|--------|--------|
| 長野県警察本部 生活安全部生活安全企画課長 | 駒津 一治 | (委員長) |
| 長野県警察本部 生活安全部生活安全企画課 総合犯罪防止対策室長 | 大谷 竜司 | (副委員長) |
| 長野県警察本部 生活安全部生活安全企画課 課長補佐 | 清水 賢吾 | |
| 長野県警察本部 生活安全部生活安全企画課 少年サポートセンター室長 | 割田 美由紀 | |
| 長野県警察本部 警務部広報県民課 広報官 | 嶋田 昌宏 | |
| 県民文化部 くらし安全・消費生活課 | 依頼中 | |
| 県民文化部 くらし安全・消費生活課 | 依頼中 | |
| 長野県警察 大学生ボランティア | 選定中 | |
| 長野県警察 大学生ボランティア | 選定中 | |
| 長野県警察 大学生ボランティア | 選定中 | |

別紙

○ 実施期間

| | |
|-----|---------------------------------|
| 第1期 | 令和8年7月15日（水）から令和8年9月15日（火）までの間 |
| 第2期 | 令和8年10月1日（木）から令和8年11月30日（月）までの間 |

○ 審査日程

| | |
|-------------|----------------------|
| 企画提案書提出期限 | 令和8年6月5日（金） 午後5時（必着） |
| プレゼンテーション審査 | 令和8年6月11日（木） |